

早川町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	1,091	2,442,022	234,917	418,919	17.2	16.4

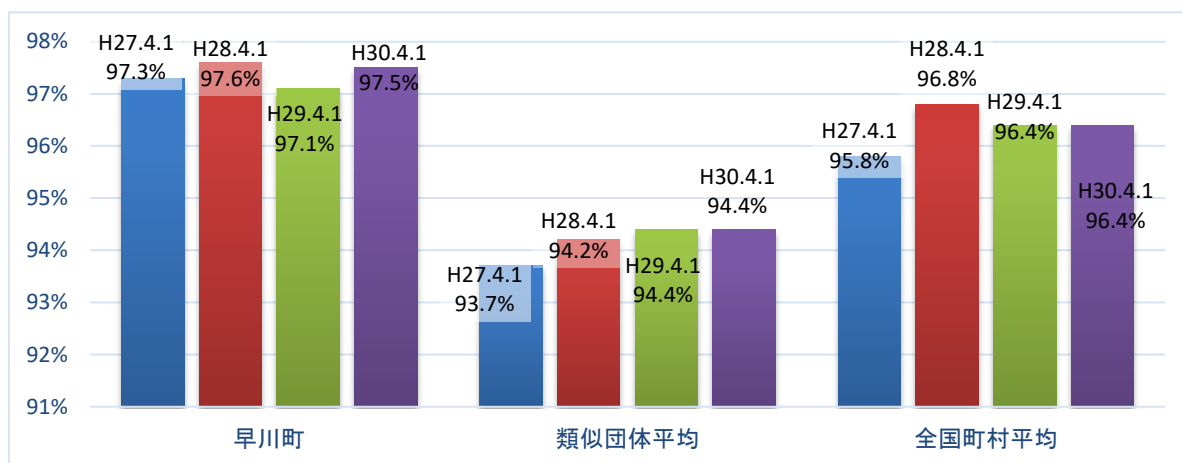
(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人	千円	千円	千円	千円
29年度	45	168,037	22,776	67,353	258,166

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円	千円
5,737	5,470

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

該当なし

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
	円	円		%	%	%
30年度	380,580	379,934	646円 (0.17%)	0.17	0.18	0.16

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給（期末・勤勉手当）

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A - B	勧告 (改定月数)		
30年度	4.45 月	4.40 月	0.05 月	0.05 月	4.45 月	4.45 月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

実施 未実施

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

※地域手当なし

③その他の見直し内容

※特になし

(6) 特記事項

特になし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
早川町	39.4歳	293,800円	336,200円	317,397円
山梨県	43.3歳	333,076円	412,238円	373,135円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
類似団体	41.2歳	292,303円	336,451円	318,919円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給料月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A/B
早川町	58.5歳	1人	244,500円	262,900円					
うち給食調理員	58.5歳	1人	244,500円	262,900円		調理師	44.4歳	265,800円	
山梨県	52.6歳	107人	346,494円	—	373,121円				
国	50.7歳	2533人	286,817円	—	328,360円				
類似団体	49歳	3人	259,687円	286,127円	273,594円				

区分	公務員		
	年収 (ベース試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
早川町			
うち給食調理員		3,548,000円	

※民間データは、賃金構造基本調査において公表されているデータを使用している（平成27～29年3ヶ年平均）。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③福祉職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
早川町	28.3歳	213,700円	232,400円
山梨県	41.8歳	325,520円	421,000円
類似団体	38.8歳	265,112円	276,633円

④看護・保健職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
早川町	46.5歳	333,300円	362,600円	350,632円
山梨県	41.8歳	312,726円	391,959円	353,832円
国	47.2歳	315,014円	—	350,632円
類似団体	42.4歳	296,259円	336,518円	311,624円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額 (国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたもの) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況 (平成30年4月1日現在)

区分		早川町	山梨県	国
一般行政職	大学卒	168,600円	185,800円	179,200円
	高校卒	147,100円	151,500円	147,100円
技能労務職	高校卒	144,500円	154,000円	—
	中学卒	136,500円	136,500円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成30年4月1日現在）

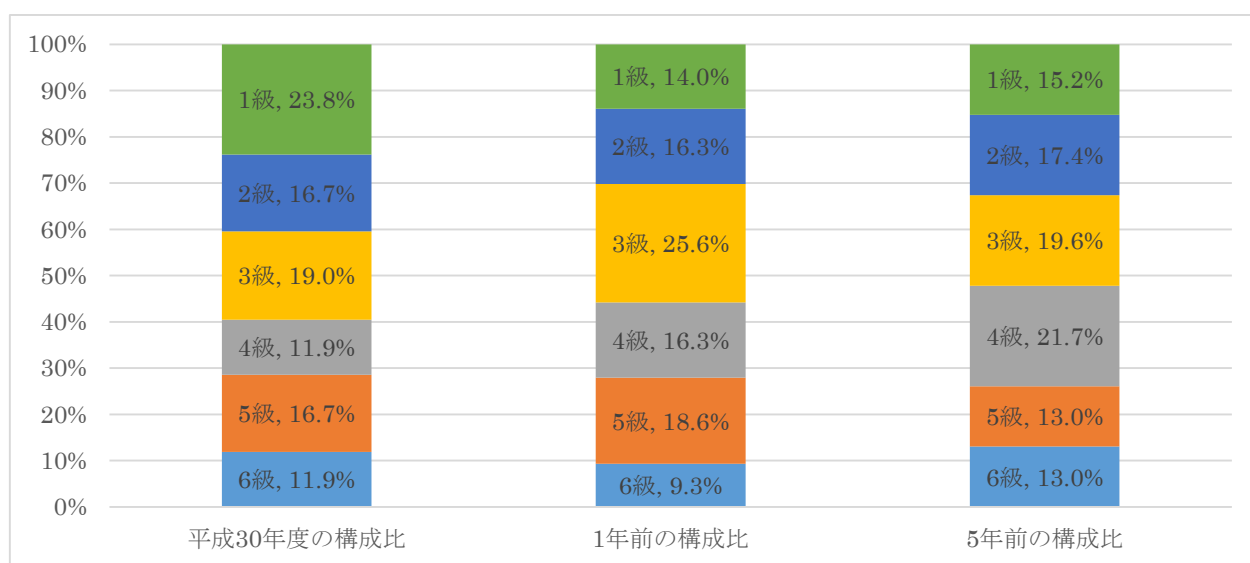
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	269,100円	372,000円	372,000円	396,000円
	高校卒	228,900円	318,200円	364,700円	381,600円
技能労務職	高校卒	円	円		円
	中学卒	円	円	244,500円	円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
○ 6級	複雑困難な業務を掌る課長、局長、室長及び所長で町長が規則で定める職務会計管理者の職務	5人	11.9%	318,500円	409,800円
○ 5級	課長、主幹	7人	16.7%	288,000円	392,600円
○ 4級	副主幹	5人	11.9%	262,000円	380,600円
○ 3級	主査	8人	19.0%	228,900円	349,600円
○ 2級	主任	7人	16.7%	192,700円	303,800円
○ 1級	主事、主事補	10人	23.8%	142,600円	247,100円

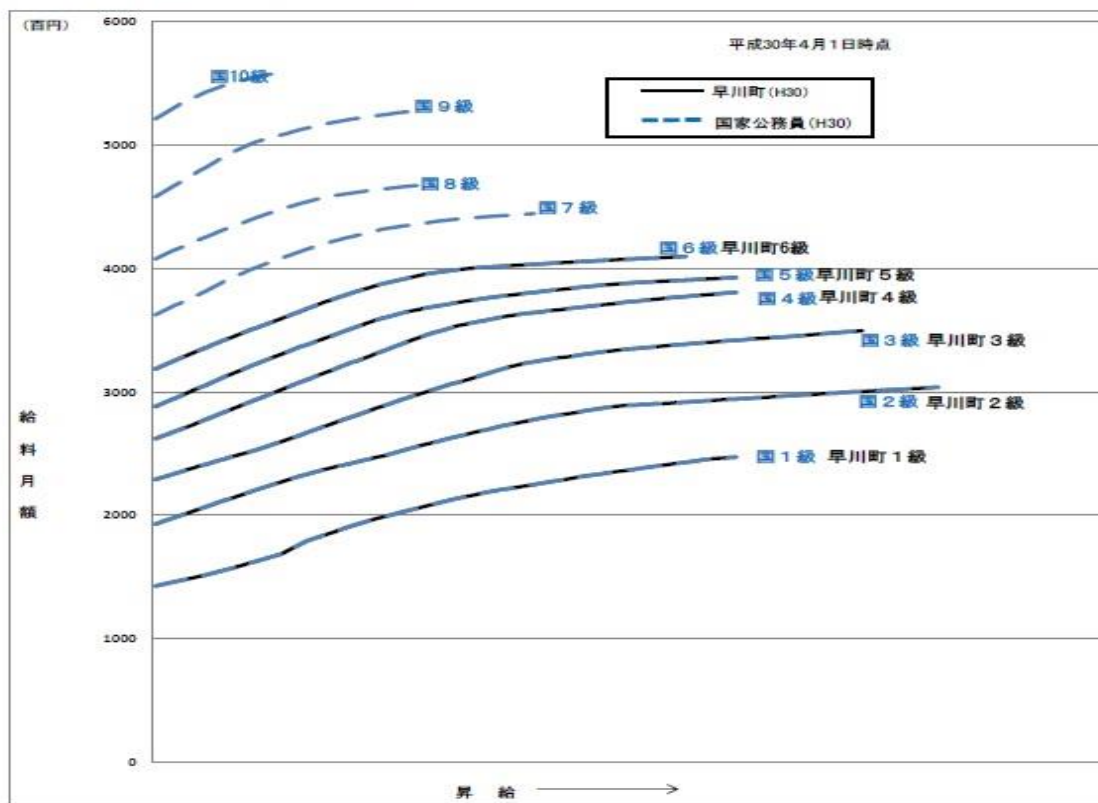
- (注) 1 早川町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



- (注) 平成18年に8級制から6級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）

12-3 国との給料表カーブ比較(行政職(一))



(2) 昇給への人事評価の活用状況（早川町）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	△	△	△	△
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

早川町	山梨県	国
一人当たり平均支給額（29年度） 1,454千円	一人当たり平均支給額（29年度） 1,708千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.80月分 (1.45)月分 (0.85)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（早川町）

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成30年4月1日現在）

早川町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.2705月分	勤続25年	28.0395月分	33.2705月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職者特例（2～45%）			定年前早期退職者特例（2～45%）		
1人当たり平均支給額	14,150千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 時間外勤務手当

支給実績（29年度決算）	6,126千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度）	146千円
支給実績（28年度決算）	6,256千円
職員1人当たり平均支給年額（29年度）	149千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（平成29年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(4) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績（29年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）
扶養手当	扶養人数に応じて支給	同		7,014千円	259,777円
住居手当	借家等に対して支給	同		1,195千円	199,167円
通勤手当	交通手段と距離に応じて支給	異	距離区分単位	3,682千円	92,050円
管理職手当	管理職（課長）に支給される手当	同		2,739千円	391,286円
宿日直手当	宿直者、日直者に支給	同		2,020千円	44,889円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区分		給料月額等	
給料	市区町村長	570,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額 円/円
	副市町村長	520,000円	円/円
報酬	議長	218,000円	円/円
	副議長	174,000円	円/円
	議員	156,000円	円/円
期末手当	市区町村長 副市町村長	(29年度支給割合) 4.30月分	
	議長 副議長 議員	(29年度支給割合) 2.60月分	
退職手当	市区町村長 副市町村長	(算定方式) (1期の手当額)	(支給時期)
	備考	給料日額×在職月数×42/100 11,491千円 給料日額×在職月数×42/100 6,240千円	任期毎 任期毎

（注） 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

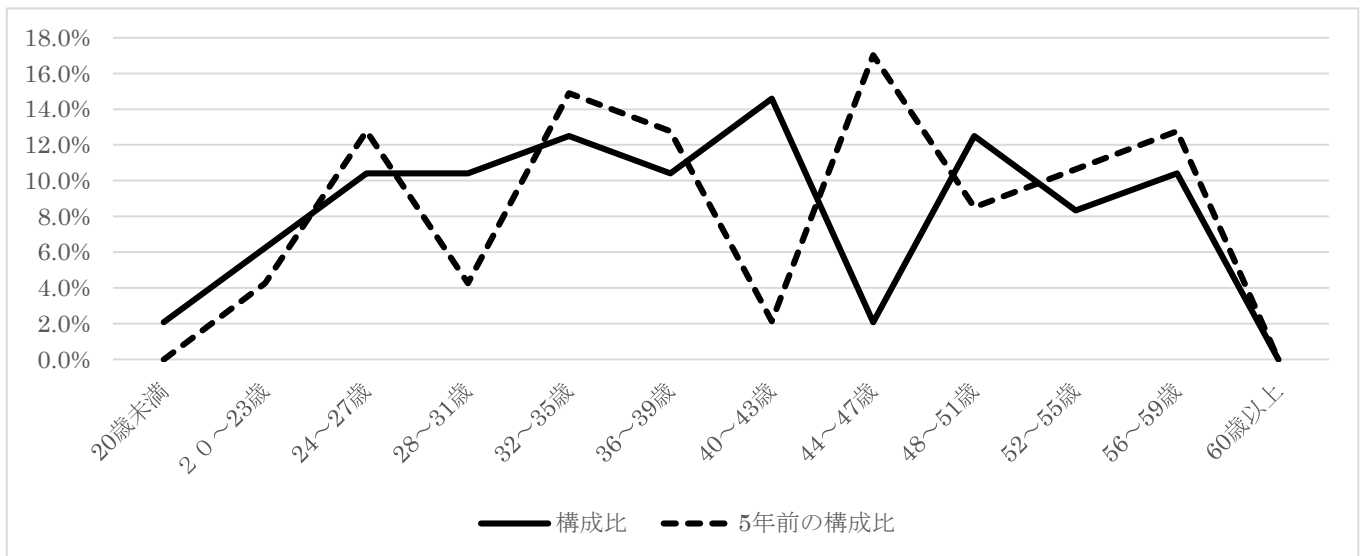
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成30年	平成29年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	1	1	1	業 務 増 加 に よ る
		総 務	1 6	1 5		
		税 務	2	2		
		労 働	0	0		
		農 林 水 産	3	3		
		商 工	3	3		
		土 木	4	4		
		民 生	5	6		
	衛 生	5	5	▲ 1	欠 員 不 補 充	
		計	3 9	3 9		< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 3 4 7 . 9 0 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 2 1 1 . 9 2 人)
	教 育 部 門	6	6			
	消 防 部 門					
	小 計	4 5	4 5		< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 4 0 1 . 4 3 人 (類 似 団 体 の 人 口 1 万 人 当 た り の 職 員 数 2 4 9 . 5 8 人)	
公 営 企 業 計 等 部 門	そ の 他	3	3			
	小 計	3	3			
合 計			4 8 [5 9]	4 8 [5 9]	[]	< 参 考 > 人 口 1 万 人 当 た り 職 員 数 4 3 9 . 9 6 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成30年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	1人	3人	5人	5人	6人	5人	7人	1人	6人	4人	5人	0人	48人

(3) 職員数の推移

部門別 年 度

(単位：人・%)

年度 部門別	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	41人	39人	36人	40人	39人	39人	▲2人 (▲4.9%)
教育	8人	8人	6人	6人	6人	6人	▲2人 (▲25%)
消防							(%)
普通会計計	49人	47人	47人	46人	45人	45人	▲4人 (▲8.2%)
公営企業等 会計計	3人	3人	3人	3人	3人	3人	(%)
総合計	52人	50人	45人	49人	48人	48人	▲4人 (▲7.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。